

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

令 和 2 年 6 月 1 0 日

総 務 部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
2 年－1 8 号 (2. 5. 28)	総務	検 察 官 の 定 年 延 長 に 係 る 閣 議 決 定 の 撤 回 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て	【現 状】 1 検 察 庁 法（昭 和 2 2 年 法 律 第 6 1 号）第 2 2 条 に お い て 検 察 官 の 定 年 は 6 3 歳 と 規 定 さ れ て い る。 ○ 検 察 庁 法 抜 粋 第 2 2 条 検 事 総 長 は、年 齢 が 6 5 年 に 達 し た 時 に、<u>そ の 他 の 検 察 官 は 年 齢 が 6 3 年 に 達 し た 時 に 退 官 す る。</u> 2 令 和 2 年 1 月 3 1 日 の 閣 議 決 定 に お い て 東 京 高 等 検 察 庁 の 黒 川 検 事 長 の 勤 務 延 長 に つ い て、<u>国 家 公 務 員 法 第 8 1 条 の 3 の 規 定 に よ り 延 長 を 決 定。</u> (参考：令和 2 年 1 月 3 1 日 閣 議 決 定 議 事 録 ○ 西 村 内 閣 官 房 副 長 官 発 言) 「人事案件について、申し上げます。まず、東京高等検察庁検事長黒川弘務の勤務延長について、御決定をお願いいたします。本件は、同検事長を管内で遂行している<u>重大かつ複雑困難事件の捜査・公判に引き続き対応させるため、国家公務員法の規定に基づき、6 か月勤務延長するものでございます。</u>」 ○ 国 家 公 務 員 法（昭 和 2 2 年 法 律 第 1 2 0 号） (定年による退職) 第 8 1 条 の 2 職 員 は、<u>法 律 に 別 段 の 定 め の あ る 場 合 を 除 き</u>、定 年 に 達 し た と き は、定 年 に 達 し た 日 以 後 に お け る 最 初 の 3 月 3 1 日 又 は 第 5 5 条 第 1 項 に 規 定 す る 任 命 権 者 若 し く は 法 律 で 別 に 定 め ら れ た 任 命 権 者 が あ ら か じ め 指 定 す る 日 の い ず れ か 早 い 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。 2 前 項 の <u>定 年 は、年 齢 6 0 年 と す る。</u>た だ し、次 の 各 号 に 掲 げ る 職 員 の 定 年 は、当 該 各 号 に 定 め る 年 齢 と す る。 一 病 院、療 養 所、診 療 所 等 で 人 事 院 規 則 で 定 め る も の に 勤 務 す る 医 師 及 び 歯 科 医 師 年 齢 6 5 年

			二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢 63 年 三 前 2 号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢 60 年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの 60 年を超え、65 年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢 (定年による退職の特例) 第 81 条の 3 任命権者は、定年に達した職員が前条第 1 項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して <u>1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u> <参考> 検察官の定年延長に関する政府見解 ○昭和 56 年 4 月 28 日内閣委員会 斧人事院事務総局任用局長発言 「検察官と大学教官につきましては、現在既に定年が定められております。<u>今回の法案(※)では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。</u>」 ※当時の国家公務員法改正案 ○令和 2 年 2 月 13 日衆議院本会議 安倍首相発言要旨 「検察官も国家公務員で、今般、<u>検察庁法に定められた特例以外には国家公務員法が適用される関係にあり、検察官の勤務延長に国家公務員法の規定が適用されると解釈する。</u>」
--	--	--	---